

# 新庄専門店会 共通商品券使用終了と現金払戻 本日12月10日で 協同組合発行の共通商品券の 使用を終了します!

見本

- ① 12月11日から令和4年2月13日の期間に現金払戻を致します。
- ② 上記期間内に申出のない場合は本手続きから除外されます。

かむてんポイント満点カードの使用も、本日12月10日で使用終了となります。

協同組合新庄専門店会は、実質的な業務は、2月14日をもちまして、60年と言う長い歳月に幕を閉じる事となりました。地域の零細商業者の組合として、地域住民の皆様に長年にわたり、ご愛顧頂きまして本当に有難う御座いました。心から深く感謝申し上げます。共通商品券の払戻につきましても、間違いが無きよう万全の体制で迅速に業務を実施したいと存じます。以下の事項ご確認の上、間違いなきよう換金をお願い申し上げます。

- |          |  |
|----------|--|
| 1. 払戻場所  | 新庄市大町三番26号 専門店会事務所内                      |
| 2. 払戻期間  | 令和3年12月11日から令和4年2月13日まで (特例なし) [土日祝日を除く] |
| 3. 携行品   | 共通商品券 身分を証明するもの (例:免許証、保険証等)             |
| 4. 時間予約制 | お電話にて枚数、金額、来社時間等予約をお願い致します。              |

※事務局は、2月14日以降は、事務所内にて残務処理を3月の末頃までやっております。(有)せんもんのアフラック保険業務は、従来通り仕事を行います。

問い合わせ先

協同組合新庄専門店会

〒996-0026 新庄市大町3-26 TEL.0233-22-6833

